

中国ビジネス Q&A 「外商投資法(草案)」から見た中国外資規

Q 中国の全国人民代表大会常務委員会において「中華人民共和国外商投資法（草案）」に関する審議が行われ、2018年12月26日から社会一般大衆の意見の公募が開始したそうですね。この外商投資法は、中国の外資分野の新たな基本法となり得ると思われませんが、今回の制定には、どのような背景があるのでしょうか？また、その注意すべきポイント、生じ得る影響について説明して下さい。

A 中国の現行の外資分野の法律には、主に、「外資企業法」、「中外合資経営企業法」、「中外合作経営企業法」（以下「三資企業法」と総称）があり、いずれも当初は1970年代から80年代にかけて制定されたものです。近年、三資企業法に基づく外資規制の欠点を是正し、外商投資をさらに促すために、新しい法律を制定する必要が生じていました。中国の商務部によって「外国投資法（草案意見公募稿）」（以下「外国投資法」）が提出されていましたが、それから4年近く経って、米中貿易協議等の影響を受けて提出された今回の「外商投資法（草案）」（以下「外商投資法」又は「草案」）は、外国投資法の内容に大幅な調整を加えたもので、既に常務委員会における2回の審議を経て立法プロセスが加速化しており、19年3月には、全国人民代表大会会議により正式に採択される可能性があります。正式に採択・施行されれば、従来の三資企業法に取って代わることになり、中国市場に進出する外資企業にとっても、大きな影響が及ぶこととなります。以下、その注意すべきポイント、生じ得る影響について解説します。

1. 規制の対象及び関連する定義

草案の内容から見て、その起草にあたっては、独資企業・合弁企業・合作企業の区分を撤廃し、外商投資行為に対する規制を統一することが重要な立法方針となったことがうかがえます。そのうち、投資主体、投資対象及び投資行為の定義は、表1のとおりとなっており、外国投資法と比べ、草案においては、以下のような調整が行われました。

- ①「国又は地区の政府」及び「国際組織」等の文言が削除されました。「外国投資法」から「外商投資法」へと、法令名称自体が変更されたことから見ても、国、政府及び国際組織による投資は、外商投資法の規制範囲に含まれない可能性が高いと思われます。
- ②「外国投資家により支配される国内企業については、外国投資家とみなす」等の表現の一部が削除されまし

た。ただし、その他の法律、行政法規及び国務院の規定を根拠とする旨の規定は、なお留保されており、外国投資家の認定基準は、なお不明瞭です。実務上、その認定が投資主体の実際支配者にまで及ぶか否かについては、今後の明確化が待たれるところです。

③自然資源探査開発権、不動産権利等の取得、契約・信託等による国内企業の支配等の内容が削除されました。かかる内容が草案により規制される投資活動に該当するか否かについては、今後の動向に注目する必要があります。

2. ネガティブリストに掲げられていないプロジェクトの事前審査認可及び届出の撤廃、情報報告制度の確立

中国ではこれまで、外商投資企業に対し案件ごとに

表1 外商投資法(草案)における投資主体、投資対象及び投資行為の定義

外国投資家 (投資主体)	外国の自然人、企業その他の組織	
外商投資企業 (投資対象)	全部又は一部が外国投資家により投資され、中国法に基づき中国国内において登記登録され、設立された企業	
外商投資活動 (投資行為)	外国投資家が直接又は間接に中国国内において行う投資活動であり、以下の事由が含まれる	
	1	外国投資家が単独で、又はその他の投資者と共同で中国国内において投資してプロジェクトを新設し、外商投資企業を設立し、又は投資を追加するとき
	2	外国投資家が M&A により中国国内企業の株式、持分、財産持分その他の類似する権益を取得するとき
	3	外国投資家が法律、行政法規又は国務院の定めるその他の方式により中国国内において投資するとき

制の改正動向

表 2 外商投資企業にとって必要となる手続の簡素化の推移

時期	事前審査認可が必要な分野	事前届出が必要な分野	事後情報報告が必要な分野
1979～2013年	全て		
2013～2016年	ネガティブリスト内 (自由貿易区)	ネガティブリスト外 (自由貿易区)	
2016年～外商投資法施行	ネガティブリスト内 (全国)	ネガティブリスト外 (全国)	
外商投資法施行後	ネガティブリスト内 (全国)		ネガティブリスト外 (全国)

審査認可をする制度が実施されてきており、そのため、結果として、企業側・行政側双方にとって様々なコストが増大していました。13年に、上海自由貿易試験区において、外資参入許可ネガティブリストが施行されて以降、ネガティブリストに掲げられていない分野に投資する場合には、事前届出制度が適用されるようになりました。16年には、三資企業法の改正等に伴い、事前届出制度が全国で実行されることになりました。

そして草案においては、外商投資に対する参入許可前における内国民待遇が明確に提起されました。さらに、新華社の報道によれば、関連する政府部門は、外商投資法が採択・施行されれば、外商投資企業設立の審査認可又は届出手続を撤廃すると表明しているとのことですので、将来的には、事前届出制度の撤廃も期待されます。

その一方で、草案においては、「外商投資情報報告制度」の確立が法律において初めて提起されました。その詳細までは、草案に含まれていませんが、とはいえ、外国投資法の内容から見て、その報告の内容は、従来の工商登記の内容に相似しており、また、設立又は変更後30日内の報告が求められることが推測されます。さらに、草案においては、外商投資企業が関連する工商システムを通じて報告することが定められています。よって、当該制度により、外商投資企業の負担が軽減されることになると考えられます。すなわち、外商投資企業にとって必要となる手続は、表2に示すとおり、徐々に簡素化される方向にあります。

3. 投資の促進及び保護

全国人民代表大会において発布された説明によれば、草案は、「投資の促進及び保護を重視する」ものであるとのこと。そのため、草案においては、「政府による調達においては、外商投資企業が中国国内で生産する製品も平等に取り扱う」、「中国国内における

外国投資家の出資、利益、資本収益、知的財産権使用料、法により取得する補償又は賠償等については、人民元又は外貨により自由に海外送金を行うことができる」、「行政機関及びその職員は、行政手段を利用して技術移転を強制してはならない」等の原則的な条項が盛り込まれました。

さらに、草案においては、外商投資企業が法により、株式、社債等の証券の公開発行ができることが提起されました。中国においては、01年に、外商投資企業による中国国内における株式発行及び上場に関する制度が確立されましたが、中国において上場した外商投資企業数は、まだ限られています。草案の規定を受け、今後、関連する審査認可手続が相応して改革され、外商投資企業による中国における上場を促進することができるか否かは、注目に値します。

4. 組織形態の多様化及び既存の三資企業に与えられる5年間の過渡期

現行の三資企業法に基づき、外商投資企業の組織形態及び内部管理形態は、一定の制限を受けています。例えば、中外合資経営企業の形態が有限責任公司に限られており、外商投資企業の持分譲渡に出資者全員の同意が必要である等の制限があります。外商投資法が採択・施行されれば、現行の三資企業法が廃止され、外商投資企業の自主的権利が拡大されることが予想されます。

三資企業法が廃止されれば、現存の三資企業設立の準拠法が消滅することになります。そうなれば、草案では、外商投資企業にはいずれも、中国の「会社法」、「組合企業法」等が適用されることとなります。既存の三資企業について、草案においては、過渡期に関する条項が設けられており、5年の過渡期における企業形態の変更が認められています。